

NPO 法人卒後臨床研修評価機構（JCEP）
臨床研修評価 実施要領

1. 対象施設

すべての臨床研修病院を対象とします。

2. 評価基準

評価基準とは、一つには評価を行うための項目のことをいい、本評価では大項目（評価の対象領域）、中項目（直接の評価対象項目）、小項目（中項目を評価するための指標項目）から構成されています。

大項目(評価の対象領域)	中項目数	小項目数
Pg.1 臨床研修病院としての役割と理念・基本方針	2	5
Pg.2 臨床研修病院としての研修体制の確立	2	6
Pg.3 臨床研修病院としての教育研修環境の整備	4	15
Pg.4 研修医の採用・修了と組織的位置付け	6	17
Pg.5 研修プログラムの確立とその実践	5	23
Pg.6 研修医の評価	2	6
Pg.7 研修医の指導体制の確立	3	9
Pg.8 修了後の進路	3	5
8	27	86

中項目は「適切」「要検討」「要修正」で評価し、小項目は「a」「b」「c」で評価することとしています。

3. 訪問調査者（サーベイヤー）

実際に臨床研修病院を訪問し、調査・評価判定を行う訪問調査者をサーベイヤーと呼称します。
JCEP の臨床研修評価体系において使用される名称です。

4. 評価手順

- (1) 書面調査（施設概要、研修プログラム、各種調査票等の提出）
- (2) 訪問調査（複数のサーベイヤーによる一日の実地訪問）

9：00（集合 8：50）～16：45

訪問調査当日の進行スケジュール	備考
サーベイヤー集合(病院玄関・総合案内)	
事前打合わせ	サーベイヤーのみの打合せ
書類確認	
開始挨拶・スケジュール確認	
合同面接調査	
関係部署の訪問 1	
昼食・サーベイヤーチームの打合わせ	サーベイヤーのみの打合せ
関係部署の訪問 2	
関係部署の面接	
研修医インタビュー(研修医のみ)	
指導医インタビュー(指導医のみ)	
サーベイヤー合議	サーベイヤーのみの打合せ
講評・意見交換	
終了	

(3) 受審証の発行

受審証は、当該臨床研修病院が JCEP の行う評価を受審し、臨床研修プログラムの質の改善、ならびにプログラムに基づく研修の質の向上に努めていることを示します。

(4) 報告書によるフィードバック

本評価では、訪問調査時に評価項目にそって評価判定をし、必要があればアドバイスし、講評の際に調査全体をととしての感想を述べますが、各評価項目に関するコメントを病院にフィードバックすることで改善を支援していきたいと考えています。

調査結果は JCEP 評価委員会の審議を経て、「臨床研修評価 調査結果報告書」として病院に報告します。

(5) 認定証の発行、または条件付認定の通知

(6) 認定証を発行した施設名の公表

5. 認定証の発行～認定期間と更新について～

臨床研修評価を受審し、その結果が当 JCEP の定める認定基準を達成している場合は、認定証を発行します。卒後臨床研修が原則として 2 年間の研修プログラムで行われることから、本評価は更新のための調査を 2 年ごとに行うこととします。

また、調査結果より病院の臨床研修体制と臨床研修プログラムが確認され、臨床研修の質が維持されると認められた場合は、訪問による調査は 4 年後とします。ただし、期間内においても 2 年ごとに別に定める書類の提出を求めます（中間書面調査）。書類が提出されない場合は認定の更新は認められません。

【認定基準】

- (1) 評価結果において、「要修正」が 20%未満の場合は、特段の理由が無い限り認定証を発行する。
- (2) 上記以外の場合は、条件付認定とする。ただし、条件で定めた期間内に再調査において認定基準を満たせば条件を解除し認定証を発行する。
- (3) 認定基準は、評価体系・評価方法の改定に伴い改定することができる。

【認定期間の基準】

- (1) 原則として 2 年間とする。
- (2) 評価結果において、「要修正」が 20%未満の場合は、特段の理由が無い限り、訪問による調査は 4 年後とする。
- (3) 認定期間の基準は、評価体系・評価方法の改定に伴い改定することができる。

【エクセレント賞の基準】

原則として、以下のすべてを満たす場合はエクセレント賞を発行する。

- (1) 評価結果において、「適切」が 80%以上、かつ「a」が 80%以上で、「要修正」と判定された項目がないこと。
- (2) 評価結果において、Pg.4.5 が「適切」かつ Pg.5 の「a」が 90%以上であること。
- (3) 評価委員会で特に優れていると承認されること。

6. 臨床研修評価料について

(1) 調査評価料（税別）

受審病院	新規 初回調査	(2年後) 中間書面調査※	更新 更新調査	(2年後) 中間書面調査※
機関会員	一括 600,000 円 〔内訳〕 書面調査 100,000 円 訪問調査 500,000 円	一括 100,000 円	一括 600,000 円 〔内訳〕 書面調査 100,000 円 訪問調査 500,000 円	一括 100,000 円
非機関会員	一括 900,000 円 〔内訳〕 書面調査 150,000 円 訪問調査 750,000 円	一括 150,000 円	一括 800,000 円 〔内訳〕 書面調査 150,000 円 訪問調査 650,000 円	一括 150,000 円

※中間書面調査：書面のみによる認定期間中の調査

(2) 再調査評価料（税別）：条件付認定と判定された場合に適用する。

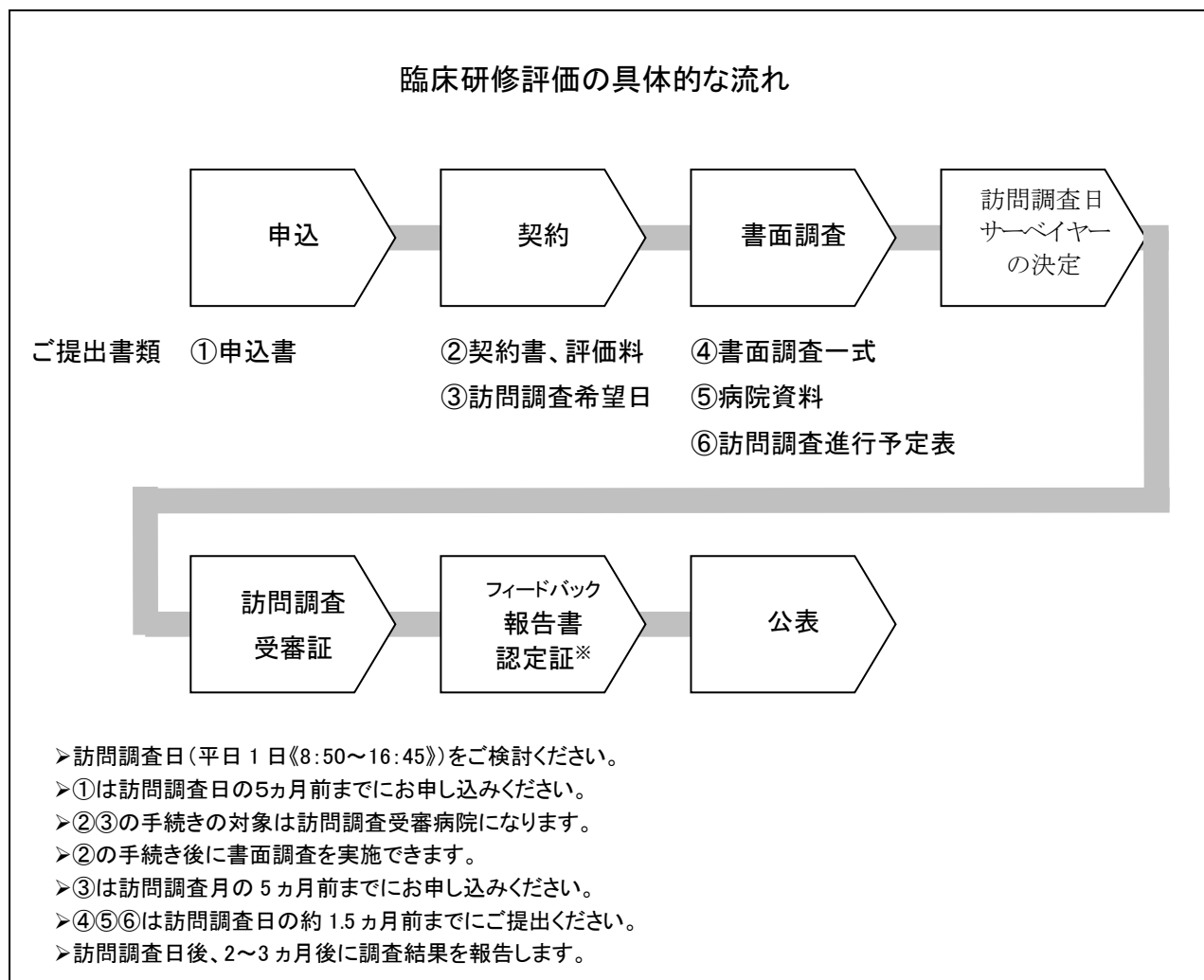
	再調査
機関会員 非機関会員	一括 300,000 円 〔内訳〕 書面調査 100,000 円 訪問調査 200,000 円

7. 調査施設名の公表について

調査結果のフィードバック後、認定証を発行した施設名の公表を行います。

施設名の公表は当 JCEP のホームページ、発行物等により行います。

8. 臨床研修評価の具体的な流れ



附則

1. この実施要領は、令和8年4月1日（訪問調査）から施行する。
2. 実施要領の変更は、評価委員会の権能とする。